

「とっとり SDGs 取組紹介動画」使用規約

1 目的

鳥取県（以下「県」という。）が、県内の個人、企業又は団体等（以下「個人等」という。）による SDGs の取組を紹介する「とっとり SDGs 取組紹介動画」の動画データ（以下「動画」という。）を個人等が使用する場合の諸条件を定める。

2 使用できる者

県が動画の使用を承認した者に限る。

3 使用手続き

- (1) 動画使用を希望する者は、使用の2週間前までにとっとり電子申請サービスの使用申込フォームに必要事項を記載し、申し込むこと。ただし、これにより難いときは、県が定める方法により申し込むものとする。
- (2) 県は、動画の使用を承認した場合、その旨通知するとともに、原則として、大容量ファイル送信システム「Deco Drive」を使用して、動画ファイルを送付する。

4 承認の条件

県は、動画使用の申込者がこの使用規約を遵守するとともに、次のいずれにも該当せず、かつ、SDGs の普及・啓発に寄与すると認められる場合に限り、動画の使用を承認する。

- (1) 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- (2) 特定の個人等の売名に使用されるおそれのある場合
- (3) 自己の営利目的に動画を使用されるおそれのある場合
- (4) 県のイメージや品位をおとしめるおそれのある場合
- (5) 動画を第三者に賃貸、販売、譲渡する目的で使用されるおそれのある場合
- (6) 動画を編集又は複製するおそれのある場合
- (7) その他承認することが不適当と認められる場合

なお、動画使用の承認を受けた者は、動画を使用するにあたり、県が作成したものであること及び県とともにSDGs を推進する者であることを表示すること。

5 動画使用に係る経費負担

動画の使用料は無料とする。ただし、使用に係る通信費等が発生する場合は、使用者の負担とする。

6 損失補償等の責任

動画の使用は、使用者の責任で行うものとし、動画の使用により生じたあらゆる損害及び不利益について、県は一切責任を負わないものとする。

7 承認の取消し

動画の使用者が上記「4 承認の条件」に反する使用を行った場合又は、申込内容と異なる使用を行ったと県が認めた場合、県は動画使用の承認を取り消すことができるものとする。

8 その他

この使用規約は、県が必要と認める場合、予告なく変更できるものとし、使用者は変更後の使用規約を遵守すること。

9 お問い合わせ・申込み

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県輝く鳥取創造本部とっとり暮らし推進局協働企画課
電話番号 (0857) 26-7644 ファクシミリ (0857) 26-8870
電子メール kyoudou-sankaku@pref.tottori.lg.jp

附則 この使用規約は、令和3年1月12日から施行する。

附則 この改正は、令和6年4月1日から施行する。